別記様式５１（規則様式第２５号）

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成１２年３月３０日

住　所　　北海道旭川市６条通９丁目４６番地

氏　名　　株式会社　旭川振興公社
　　　　　　代表取締役社長　宗万　明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条第１項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事　　堀　達也

許可の年月日	平成１２年３月３０日	許可番号	上環生第４７６３号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） **がれき類、廃プラスチック類**（ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る、以下同じ）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの、以下同じ））であるものを除く）、**金属くず**（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く）、**ガラスくず及び陶磁器くず**（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く）		
設置場所	北海道旭川市江丹別町共和６０番		
処理能力	面積　２４，６９３m^2　　容積　１５８，８０１m^3		
許可の条件	※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※		
留意事項	１．施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 ２．計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 ３．施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（日本工業規格　Ａ列４番）